



中国の特許審査基準の主な改訂ポイント ～実務への影響を踏まえて～

1. はじめに

昨年（2025年）11月13日に公表された中国の改訂審査基準が、今年（2026年）1月1日から施行されました。今般の改訂は、現行特許法及びその実施細則の枠内で行われたもので、法制度自体に大きな変化はなく、運用レベルでの改訂が多岐にわたっています。本稿では、実務に影響を及ぼす可能性の高い重要な改訂内容を抜粋して紹介致します。

2. 主な改訂ポイント

(1) 発明者の情報

虚偽の発明者情報の記載やAI（人工知能）を発明者とする出願を防止する観点から、出願願書における発明者情報の記載要件が厳格化されました。具体的には、改訂前は筆頭発明者のみ、国籍（中国籍の場合は身分証の個人番号も）の記入が求められていましたが、本改訂では、すべての発明者について、身分情報の記入が義務付けられています。

暫定運用としては、表1に示すとおり、中国籍の発明者と、日本を含む外国籍の発明者とで異なる取り扱いが適用されます。ただし、外国籍の発明者にまで一律にパスポート番号等の個人番号の記載を強いる運用は、現実的に困難と考えられるため、最終的には下記運

＜表1：改訂後の運用＞

	氏名	国籍	個人番号
外国籍（日本等） 発明者	要	要	不要
中国籍発明者	要	要	要

※今年1月1日以降、中国特許庁に提出される、特許・実用新案・意匠出願、分割出願及びPCT国内移行出願を含む、すべての新規出願が対象となる。

用に定着する可能性が高いと見込まれます。

(2) 無効審判請求人の適格性

中国特許法では、「何人も」無効審判を請求することができる旨が規定されています。そのため、実務上競合他社が自社名を伏せる目的で、第三者（いわゆる「ダミー」）を立てて請求を行うことが一般化しており、中には委任状等の関連資料を偽造する事例も発生していました。

今般の改訂では、誠実信義原則に反する悪意のある無効審判請求を抑制するために、無効審判の不受理事由として、「審判請求が請求人の真実の意思表示ではない場合」が新たに追加されました。

本改訂の施行に先立ち、すでに実務では、個人名義で請求された無効審判に対し、中国特許庁から請求人の身分情報及び「真実の意思表示であるか」の確認を求める補正指令が出される運用が始まっています。今後、ダミーを利用した請求が一切不可能になるとまでは言えないが、こうした請求が不受理となるリスクは確実に高まっており、請求人の選定には慎重な判断が求められます。

(3) 特許・実用新案の同日出願

同一出願人が、同一の内容の発明・考案について、同日に特許と実用新案の両方を出願することを認める、いわゆる「特実同日出願」制度では、出願人が両方の願書において、制度を利用する旨の宣言（所定欄へチェック）をする必要があります。

今般の改訂により、上記宣言をした出願に対する運用が、表2に示すとおり、大きく変

＜表2：改訂前後の運用の比較＞

改訂前の運用	・宣言をした場合、実用新案出願が先に登録された後、特許出願の審査において、二重特許以外の特許要件が全て満たされていると判断されると、中国特許庁より、①登録実用新案を放棄するか、②特許出願を補正して二重特許を回避するかを選択を求める通知が発行される。 →出願人は、①を選択すれば、登録実用新案から特許への権利の「付け替え」が可能であり、②を選択すれば、登録実用新案と特許を「併存」させることも可能である。 ・宣言をしなかった場合、上記通知は発行されないため、出願人は、①の選択肢はなく、二重特許を回避する補正（上記②）のみが認められる。
改訂後の運用	・宣言をした場合、特許出願の審査において、特許要件が満たされていると判断されると、中国特許庁より、登録実用新案の放棄を求める通知が発行される。 →出願人は、たとえ特許出願のクレームが登録実用新案と異なる場合であっても、特許を受けるためには、登録実用新案を放棄せざるを得ない。 ・宣言をしなかった場合、従前の運用が維持されるかは、現時点では明らかではない。

更されました。

本制度は、1990年代に審査遅延が深刻化していた状況を背景に、早期の権利保護を求めるニーズに応えるべく導入されました。しかし、近年の特許審査の迅速化に加え、AIや遺伝子工学等先端技術分野の出願件数増加に伴い、同制度を利用する必要性は低下しつつあります。

今般の改訂は、手続要件を厳格化することで、制度本来の趣旨に即した適正な利用を促すことを目的としています。実務上、模倣品の流通が多い分野では、無審査で早期権利化が可能な実用新案と、より長期間の保護を図る特許とを併用する同日出願制度の活用は、依然として有効な戦略です。したがって、改訂後の手続要件を踏まえた上で、将来的な知財戦略や事業展開を見据えた戦略的な制度利用を検討することが求められます。

(4) AI等関連発明の審査

AI分野は、中国において最も重要視されている新興産業の1つであり、今般の改訂内容の中でも、AI関連発明の審査に関する改訂が特に注目を集めています。

本改訂には、①倫理要件の審査基準の新設、②進歩性の関連事例の補充、③実施可能要件の審査基準及び関連事例の追加が含まれています。このうち、特に重要なポイントとして、倫理要件の審査において、AI関連出願が「データ収集、タグ管理、ルール設定、レコメンデーションにおいて、法律違反、公序良俗違反又は公共の利益を害する内容を含む場合には、特許を付与しない」ことが明確化され、当該判断において、明細書の記載内容も審査対象となります。

中国への出願を検討する際には、発明の内容によっては、明細書の作成段階で、データの出所や処理プロセスの記述が中国の「データ安全法」や「個人情報保護法」等の関連法令に抵触しないことを確認する必要がある、中国法の専門家を交えた慎重なリーガルレビューを行うことが望ましいです。

3. おわりに

今般の改訂審査基準は、今年1月1日以降に審査が着手される出願に適用されます。今般の改訂は、近年の技術動向や審査実務の課題を反映したものであり、日本企業の知財実務においても、出願戦略の見直しに加え、明細書作成段階における関連法令の遵守の徹底が一層重要になります。

筆者紹介

韓 明花（カン メイカ）

中国出身。日本国弁理士・中国弁理士。
2008年中国の事務所を経て、2012年よりTMI総合法律事務所勤務。
日・中の特許出願、係争業務を中心に、特許関連業務を幅広く担当。